

「加茂市指定給水装置工事事業者」指定事項の変更について

名称及び所在地変更等の指定事項に変更が発生した場合は、変更が発生した日から30日以内に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」を提出してください。

申請時に必要な書類については、下記を参照してください。

1. 新規申請に必要な書類

提出書類		氏名又は名称の変更		住所の変更		代表者の変更		役員の変更		備考
		個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	
指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書		●	●	●	●	●	●			
添 付 書 類	定款(写し)	●		●		●				直近のもの。余白に代表者の原本証明を記載してください
	登記簿謄本又は登記事項証明書(原本)	●		●		●	●			発行日から3か月以内のもの
	住民票(写し)		●		●					発行日から3か月以内のもの
	誓約書(様式第2)					●	●			余白に代表者の原本証明を記載してください

2. 主任技術者の選任・解任について

給水装置工事主任技術者を新たに選任または解任する場合は、当該事由が発生した日から30日以内に「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」を提出してください。

※選任する場合は、主任技術者の免状又は主任技術者証に写しを添付してください。

3. 事業の廃止・休止・再開の届けについて

廃業や合併等による消滅などが生じた場合は、「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」を提出してください。

●廃止・休止

廃止・休止及び給水装置工事主任技術者に欠員が生じた場合は、その日から**30日以内**に提出してください。また、「指定給水工事事業者証」の返納もお願いします。

●再開 (休止している事業者が給水装置工事の事業を再開する場合)

再開の日から**10日以内**に提出してください。返納のあった事業者証を再交付します。

4. 提出方法

持参または郵送

5. 申請場所及びお問い合わせ先

〒959-1392

加茂市幸町2丁目3番5号

加茂市水道局管理係

TEL : 0256-52-0080 FAX : 0256-53-4677

